

## 私立幼稚園運営費補助金（一般補助）交付要領

秋田県教育庁幼保推進課

### 第1 目的

この要領は、秋田県教育庁幼保推進課が私立幼稚園の設置者に対し実施する私立幼稚園運営費補助金（一般補助）について、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）及び同法施行令（昭和51年政令第289号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）及び秋田県幼保推進課関係補助金等交付要綱（以下交付要綱という。）のほか、必要な事項を定める。

### 第2 補助事業者及び補助対象の幼稚園

補助事業者は本県に事務局が所在する学校法人及びその他の私立幼稚園設置者とし、補助対象の幼稚園は次のとおりとする。

- 1 学校法人により本県に設置された幼稚園
- 2 その他の法人又は個人により本県に設置された私立幼稚園

ただし、1・2ともに第3の（1）と（2）アについては、子ども・子育て支援法第27条による特定教育・保育施設を除く。

### 第3 補助額及び配分基準

#### （1）一般分

補助金の額は当該年度の予算の範囲内とし、第2に定める区分ごとに別に定める配分基準により決定する。

#### （2）加算分

加算分については次の2項目とし、補助金の額は当該年度の予算の範囲内で、別に定める配分基準により決定する。

- ア 幼稚園教諭の人材確保支援
- イ 幼稚園教諭の一種免許状の保有促進

### 第4 補助対象経費

一般分については第2に定める幼稚園の運営に要する経費のうち、学校法人会計基準に基づく次に掲げる経常的経費を補助対象とする。

- ア 人件費支出
- イ 教育研究経費支出
- ウ 管理経費支出

ただし、経常的経費のうち役員報酬、退職金支出、奨学費、渉外費、諸費、雑費、保育所に要する経費、その他幼稚園運営に要しない経費は対象経費から除外する。

また、教育研究経費支出及び管理経費支出の科目に代えて、経費支出の科目を設けている場合は、イ及びウの科目に準じて判断する。

### 第5 提出書類及び提出期限

#### （1）提出書類

当該補助金の交付を受ける私立幼稚園の設置者は、次に示す書類をもって交付申請、請求、実績報告を行わなければならない。また、交付決定及びその変更については、交付要綱に定める補助金等交付決定通知書及び補助金等交付決定変更通知書により行うものとする。

#### ア 交付申請

- ①補助金等交付申請書……………様式第1号（交付要綱様式）
- ②事業実施計画書……………別紙様式第1号
- ③収支予算書……………別紙様式第2号及び学校法人会計基準による当該年度の資金収支予算書

イ 請求

- ①請求書……………秋田県財務規則様式
- ②補助金等概算払（前金払）申請書……………様式第11号（交付要綱様式）

ウ 変更交付申請

- ①補助金等交付条件変更承認申請書……………様式第3号（交付要綱様式）
  - ②事業実施計画書（変更）……………別紙様式第3号
  - ③収支予算書（変更）……………別紙様式第4号
- ※法人本予算について、補正予算を編成した場合は補正後の資金収支予算書を添付

エ 事業実績報告

- ①補助金等実績報告書……………様式第9号（交付要綱様式）
- ②事業実績報告書……………別紙様式第5号
- ③収支精算書……………別紙様式第6号
- ④資金収支計算書……………学校法人会計基準による当該年度の資金収支計算書

オ その他

このほか、県が必要と認める書類については、当該補助事業に関する通知等によって別途定めるほか、特段の指示がある場合はその指示に従うものとする。

(2) 提出期限等

交付申請、請求及び実績報告に係る書類の受付開始及び提出期限は別に通知する。

第6 交付要綱に定める補助金の不交付及び減額

県は、次のいずれかの事由に該当し、速やかに是正が図られない場合は当該補助金を5%から50%の範囲で減額し交付することができる。

- ア 役員・教職員の間の争い、訴訟係属中等により、適正な幼稚園運営が著しく阻害されている場合
- イ 秋田県私立学校教職員退職金財団に対する積立金、日本私立学校振興・共済事業団に対する償還及び掛金、公租公課等の納入を1年以上怠っている場合
- ウ 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合
- エ 経理その他の事務処理が著しく適正を欠き、補助金に係る事業の適正な執行を期しがたい場合

また、その状況が著しく、補助金交付目的を有効かつ適正に達成することができないと認められる場合は不交付とすることができる。

第7 関係書類の保存

当該補助金に関係する補助金等交付決定通知書、補助金等交付決定変更通知書、関係諸帳簿及びその他証拠書類等は事業完了の年度の後、5年間保存しなければならない。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年度の補助金から適用する。